

山形県労福協発第46号  
2017年11月20日

山形県知事 吉村 美栄子 様

一般社団法人山形県労働者福祉協議会  
理事長 岡田 新一

(加盟団体及び代表者)

日本労働組合総連合会山形県連合会	会長	岡田 新一
東北労働金庫山形県本部	本部長	大泉 敏男
山形県勤労者共済生活協同組合	理事長	熊澤 年啓
山形県生活協同組合連合会	会長理事	菅井 道也
(一社) 山形県勤労者福祉センター	理事長	岡田 新一
(公財) 山形県勤労者育成教育基金協会	理事長	岡田 新一
(一社) 山形県経済社会研究所	理事長	岡田 新一

### 県政の勤労者福祉拡充に関する要請

県政の発展と県民生活向上のため、ご尽力されていますことに敬意を表します。

日頃より、私どもの労働者福祉運動の全般に対し、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標題について、別紙の内容でご要請を申し上げますので、その実現に向けてご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

# 要 請 項 目

## 1. 協同組合の支援強化

山形県として、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化するよう要請します。

国連は 2012 年『国際協同組合年』を経て、「協同組合は経済・社会の発展への人々の参加を最大限に促し、経済・社会の発展の主要素である」として、各国政府に協同組合の育成・促進を求めている。

加えて、国連 SDGs（持続可能な開発目標 2030）本文で協同組合が担う役割が明記された他、日本政府の SDGs 実施方針でも、連携するステークホルダーの一つとして協同組合が挙げられた。

さらに 2016 年 11 月には「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」がドイツからの申請に基づきユネスコ無形文化遺産に登録された。

これらは、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の貢献に対する評価と協同組合の役割発揮への期待を反映したものであり、政府はもとより地方自治体においても、協同組合の支援を強化すること。

## 2. 「補助金」「委託料」の増額と「支援・対策資金」の継続措置などについて

(1) (一社) 山形県労働者福祉協議会の行う事業の重要な柱で、県民の「暮らしの不安」に寄り添う「生活あんしんネットやまがた事業」の委託継続を要請します。

また、労働者福祉教育、調査ならびに 70 回という歴史を持つ勤労者体育祭の労働者福祉推進事業に対する補助金の継続を要請します。

(2) 「ハローワーク」と「若者就職支援センター」、(一社) 山形県労働者福祉協議会が受託している「山形県求職者総合支援センター」の三者の得意分野を生かしながら進めている「トータル・ジョブサポート」の機能を高め広げるには、相談員の増員による出張相談日の拡大が必要であり、「総合的就業・生活支援事業」の拡充を要請します。

(3) 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度である「労働者福祉団体等支援資金」(200,000 千円＝利率 0.00%) および「貸金手当対策資金」(10,000 千円＝利率 0.00%) をセーフティーネット貸付の意味合いと今後の新規融資の利用を見込み、昨年同額の継続措置を要請します。

(4) (公財) 山形県勤労者育成教育基金協会が共助の制度として実施する「低利の教育ローン(ふるさと奨学ローン)に対する利子補給制度の趣旨と事

業内容を紹介する資料」の3年生の保護者への配布について、引き続き各高校の学校長、3学年学級担任の協力と支援が得られますよう要請します。

なお、2016年度からは、高校からの要望により年2回（①4月下旬～5月上旬、②10月中旬）の配布を実施しています。

(5) (4) の制度をメールマガジン「労働やまがた」への定期掲載と県広報誌掲載により、広く県民に周知がはかられますよう要請します。

### 3. 働き方改革の推進について

社会が高齢化し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、6割超の企業が『人手不足』と感じ、特に中小企業では人手不足の回答が74.7%と深刻になっているとの調査結果が報告されている。(2016.10.25 財務局調査) 高水準の求人倍率により企業の人手不足はより鮮明になり、いまや人材の確保は特別なこととなっている。

県内企業の持続・発展に必要な人材を確保するためには、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の導入による長時間労働の是正および賃金水準の向上が必要である。

しかしながら、中小・小規模企業においては、ノウハウや資金が十分でないことなどから、取り組みが進まない状況も見られる。

県内企業のほとんどを占める中小企業、特に小規模企業に対する新規設備導入、新しい働き方に関する制度の普及啓発、正社員化およびこれらの取組による企業イメージ向上に対する支援充実を要請します。

### 4. 生活困窮者自立支援制度の充実と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実について

#### (1) 生活困窮者自立支援制度の充実について

生活困窮者自立支援制度の本格実施を受け、地域住民の生活実態に照らして以下の課題について早期に検討・実施をされるよう要請します。

- ① 山形県は、生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築するよう市町村を指導すること。
- ② 山形県ならびに市町村は、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・徹底をはかること。

#### (2) 教育機会の格差防止について

義務教育終了後の教育・人材育成での機会均等について以下要請します。

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および奨

学金制度の利用・返還に関する相談など相談窓口の整備・拡充をはかること。

② 国に対し現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。

(3) 生活保護の運営体制の改善・充実について

生活保護を必要とする方を確実に生活保護につなげられるよう、適切な運用となるよう指導の徹底を要請します。

① 生活保護の実施機関である県・市は、申請権（保護請求権）や受給権を尊重して、窓口での申請抑制や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に沿った適切な運用を徹底すること。

② 山形県は地域住民への制度周知、地域住民のアクセスならびに運営体制の改善・拡充をはかるよう指導すること。

## 5. 医療と介護の切れ目のない連携による「地域包括ケアシステム」の構築について

次の項目について要請します。

(1) 市町村間格差の解消について

急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで高齢者に切れ目なく医療と介護が提供され、住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。特に在宅医療や在宅介護、訪問介護の効率的な提供体制が求められており、人材やサービスの偏在による市町村間格差が生じないよう実態の把握、検証に努めること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

県内市町村の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供するとともに市町村の財政状況によりサービス水準に格差が生じないよう指導すること。

(3) 医療人材について

医療人材の確保、離職防止に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、研修機会の拡充に努めること。

(4) 介護職員について

介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上及び人材の定着をはかること。

(5) 地域における「交流のできる場づくり」について

市町村や社会福祉協議会、生協・NPO 法人・市民団体等と連携し、公共施設や民間の空き家などを活用して、高齢者や子育て世代などを含む幅広い

い県民が集い、交流できる地域の居場所づくりが促進されるよう、山形県として必要な施策を検討すること。

## 6. 地方消費者行政の充実・強化について

次の項目について要請します。

### (1) 消費者教育の推進について

教育現場での消費者教育の優先順位は低いと言われていますが、高校生が社会人になる前に金銭トラブル・消費者被害に遭わないための知識を深めていくことは必要不可欠なことです。

消費者被害の未然防止・拡大防止の対策を強化するため、消費者の自立や持続可能な消費につながる幅広い消費者教育を学校教育との連携を含め検討すること。

### (2) 消費者行政の充実について

安心・安全な消費生活の実現は県民・事業者双方の利益と安心社会の実現に寄与するものです。県内どこに住んでいても安心して消費生活が営めるように消費生活相談体制の充実に向けた取り組みを進めること。

特に消費生活相談窓口の整備やセンター化等消費者相談窓口の充実は、確実に消費者トラブルの解決や未然防止につながっています。今後も引き続き充実を進めること。

### (3) 消費者トラブルの啓発と地域見守りについて

高齢者(65歳以上)の消費生活相談は全体の約4分の1を占めています。消費者団体や関係部局と広く連携し、高齢者に届く啓発に努めること。

また、地域で取り組まれている高齢者の「地域見守り」については課題毎でなく、消費者被害も含めて包括的に推進すること。

### (4) 適格消費者団体との連携と支援について

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が2016年10月より施行となりました。山形県としても消費者団体等と連携して県民への制度の周知について取り組むよう徹底をはかること。

また消費者市民ネットとうほくは、2017年4月25日に適格消費者団体の認定を受けました。山形県として、消費者市民ネットとうほくとの連携や総合的な支援制度の検討を進めること。

### (5) 消費者行政充実のための財源の確保について

今後も「地方消費者行政推進交付金」を含む安定した財源を確保し、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成をめざす消費者教育を推進するための施策や、市町村が継続的・発展的に消費者行政を推進できるよ

う国への働きかけを行うとともに、山形県としても支援策を講じること。

## 7. 食品の安全・安心の確保について

次の項目について要請します。

### (1) 食品表示法の周知について

2020年4月の食品表示法の完全施行を見据え、県民に対して周知をはかること。

食品表示は食の情報の道標であり、消費者と事業者を結ぶ大切な情報伝達手段です。

県民が表示を理解し表示の活用がすすむように、消費者教育の中に位置づけて積極的な取り組みを消費者団体とも連携をして進めること。

### (2) 加工食品の原料原産地表示制度について

加工食品の原料原産地表示制度については機械的で拙速な一律義務化ではなく、消費者にとって誤認がなく分かりやすい表示、事業者が実行可能で行政機関が執行可能である制度となるよう、慎重に検討を進めるよう国に働きかけること。

### (3) HACCP（ハ CCP <食品衛生管理の国際標準>）による衛生管理の普及拡大について

食品事業者への HACCP 導入の制度化を見据え、HACCP による衛生管理の普及拡大および取り組み施設への支援を充実すること。

### (4) リスクマネジメント・リスクコミュニケーションの充実について

毎年のように発生する食の安全・安心を揺るがす食中毒事故や食材偽装事件等を踏まえ、食品安全に関わるリスクマネジメント・リスクコミュニケーションの充実を国や関係機関と連携し必要な施策を講じること。

また、廃棄食品の不正流通事件を受けて、食品ロスの低減対策を進めるとともに、食品廃棄物の不正転売防止対策を国などと連携して進めること。

## 8. 家庭用エネルギー料金の透明化と灯油支援について

次の項目について要請します。

### (1) LP ガス、石油製品（ガソリン・灯油）の価格について

LP ガス、石油製品（ガソリン・灯油）については、消費者の暮らしに欠かせないものであることを踏まえ、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会および価格の適正性を保つ観点からの施策を国へ要望すること。

### (2) エネルギー政策基本法について

現在のエネルギー政策基本法では、「安定供給の確保」、「環境への適合」、

「市場原理の活用」の3つを基本視点として定めている。今後は、この3つの視点に基づく取り組みを推進していくことに加えて、「安全の確保」と「国民の参加」を基本視点に盛り込むよう、国に働きかけること。

(3) 福祉灯油について

山形県において、低所得者・経済的弱者のための「灯油購入費助成制度」を継続されること。

以 上